

学校法人 清明学園 寄付金募集のご案内

学校法人 清明学園(以下 本学園)は創立者の教育理念である「子供とともに生き、子供を生かし、子供を通して生きる」にご賛同を頂ける個人と法人の皆様に、寄付金のご支援をお願いしております。

寄付金の使途

本学園における教育環境・施設・設備の安定的な充実を図り、教育理念の更なる推進を目的として活用させていただきます。

寄付金額

- ・個人の場合： 1口 / 10,000円より
- ・法人の場合： 1口 / 100,000円より

受配者指定寄付金制度

日本私立学校振興・共済事業団による「受配者指定寄付金」の制度を活用するとにより、税法上の優遇措置を受けることが出来ます。

- ・法人の寄付金： 寄付金の全額を損金算入可能
- ・個人の寄付金： 所得税控除＝寄付金額(総所得金額の40%が上限)-2千円 を所得から控除

手続方法

ご寄付をお考え頂ける場合は、本学園の事務局にお問い合わせください。

事務局

- ・電話：03-3726-7139
- ・担当：小針